

放送条約に関する対応の在り方についての検討経過報告

放送条約ワーキングチーム

1. 検討に至る経緯

国際小委員会放送条約ワーキングチーム（以下「本 WT」という。）は、世界的著作権機関（WIPO）の著作権等常設委員会（SCCR）におけるデジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たな条約策定に向けた機運の高まりを受けて、放送条約への対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うものとして、令和元年の国際小委員会において設置された。

今年度は、令和 2 年 1 0 月 9 日の国際小委員会において本 WT を再度設置し、昨年度に引き続いて放送条約への対応の在り方について検討することとされた。

2. 開催状況、検討経過

本 WT では、SCCR において提案されている条文案や議論の動向を踏まえ、昨年度整理を行った論点と検討順序に従って議論を行った。議論を行うに当たっては、放送及び有線放送の実務に関する有識者からのヒアリングを交えて検討を行った。

具体的な開催状況及び検討経過は以下のとおりである。

○ 第 1 回 令和 2 年 1 0 月 2 6 日（月）

事務局から SCCR における放送条約の議論と昨年度の本 WT の議論の状況について説明があり、今年度の議論の進め方について議論を行った。また、放送実務について知見を有する委員から実態について状況を伺いつつ、取り得る対応や今後の検討に向けた視点について議論があった。

○ 第 2 回 令和 2 年 1 2 月 2 3 日（水）

有線放送実務についての有識者から実態について状況を伺いつつ、前回に引き続き取り得る対応等について議論があった。また、事務局から第 4 0 回 SCCR（1 1 月開催）の報告があり、放送条約に関する各国の立場や SCCR での議論の進め方の展望を踏まえ、本 WT での検討の進め方について議論を行った。

3. 今後の方針

本 WT では、国内外の放送に関する実態・動向の分析を行いつつ、放送条約における「保護対象」及び「与えられる権利」への対応を中心に、WIPO での議論の進展に応じて我が国の対応の在り方の検討を進めていくこととする。